

社会福祉法人上島町社会福祉協議会役員等の報酬 および費用弁償に関する規程

〔平成 16 年 10 月 1 日〕
規程番号 1-5

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第24条の規定に基づき、本会の役員の報酬及び役員等の費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事並びにその他の委員をいう。
- (3) その他の委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情解決実施要綱に定める第三者委員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 役員の報酬は、月額および日額とし、次の各号に定める額とする。また、次の各号以外の役員及び評議員に対しては、報酬等は支給しないものとする。

- (1) 会長 月額 50,000円
- (2) 監事 日額 3,000円

2 監事の報酬は、監事会を開催した日とする。

(報酬の支給)

第4条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合には、本人が指定する金融機関の口座への振込みによることができる。

2 法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 月額による役員の報酬は、役員に選任された当月分から支給し、任期満了、辞職および失職等によりその職を離れたときは、その当月分まで支給する。ただし、その支給額は日割りによって計算するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 月額により報酬の額が定められている役員の報酬の支給日は、その月の月額全額を毎月 20 日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日もしくはこれに準ずる日（以下「日曜日等」という。）にあたるときは、その直前の日曜日等でない日とする。

- 2 日額により報酬の額が定められている役員の報酬の支給日は、当該役員がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じて、まとめて支給することができる。
- 3 第1項の規定は、次条に規定する通勤手当等を支給する場合について準用する。
- 4 第2項の規定は、第6条に規定する費用弁償を支給する場合について準用する。

(通勤手当の支給)

第6条 通勤手当を支給する必要があると認められる役員には、本会給与規程第37条に規定する通勤手当に準じてその額を支給する。

(費用弁償の支給)

第7条 役員等が会議等へ出席するため町内に旅行したときは、費用弁償として次に定める費用を支給する。ただし、報酬が支払われる場合は交通費実費のみを支給する。

- (1) 交通費 実費
 - (2) 日 当 1,000円
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の報酬を得る役員及び本会職員並びに行政庁職員である役員等には、費用を弁償しないものとする。
 - 3 役員等が業務のため町外に旅行したときは、本会旅費規程の規定に基づきその額を支給する。
 - 4 費用弁償の支給について、本人の同意を得た場合には、本人が指定する金融機関の口座への振込み及びまとめて支給することができるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成30年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。